

第 4 章

—推進方法—

第4章 推進方法

1 推進主体と個々の役割の発揮

中山間地域の活性化に向けた取組みを進めるにあたっては、それぞれの地域で自らの発意による活動を基本に、これを支援するNPO等の組織、市町、県、県民がそれぞれの役割を発揮することが大切です。

(1) 地域集落

地域づくりには、地域住民自らの発意による地域の課題解決に向けた主体的な意欲や努力が不可欠であり、その中で地域のめざす方向を真摯に議論し、地域住民の総意として地域活性化に取り組むことが重要です。

(2) NPO・企業等

NPOやボランティア団体等は、自らの理念に基づき様々な地域で活動できることから、地域横断的に地域づくりに関わりとともに、関係する各種団体等とも連携して地域活性化に取り組むことが可能です。

また、企業・NPO等は、その事業ノウハウや経営資源等を活かし、地域・集落との結び付きをより一層強め、事業展開や社会貢献、職員厚生活動の一環として、責任ある地域の担い手となりうる活動への参画が重要です。

(3) 市町の役割

市町は、県民に最も身近な行政主体として、これまで果たしてきたファシリテーター*としての機能を強化するとともに、集落の実態やニーズを把握し、集落が主体的に取り組めるよう誘導し、適時に支援することが重要です。

また、山村振興計画など中山間地域の活性化に関する市町計画の策定にあたっては、本指針との整合に配慮するとともに、他の市町と連携した広域的な取組みが重要です。

*ファシリテーター：中立的立場で、参加者の意見を引き出し、結論を導き出す促進者

(4) 県の役割

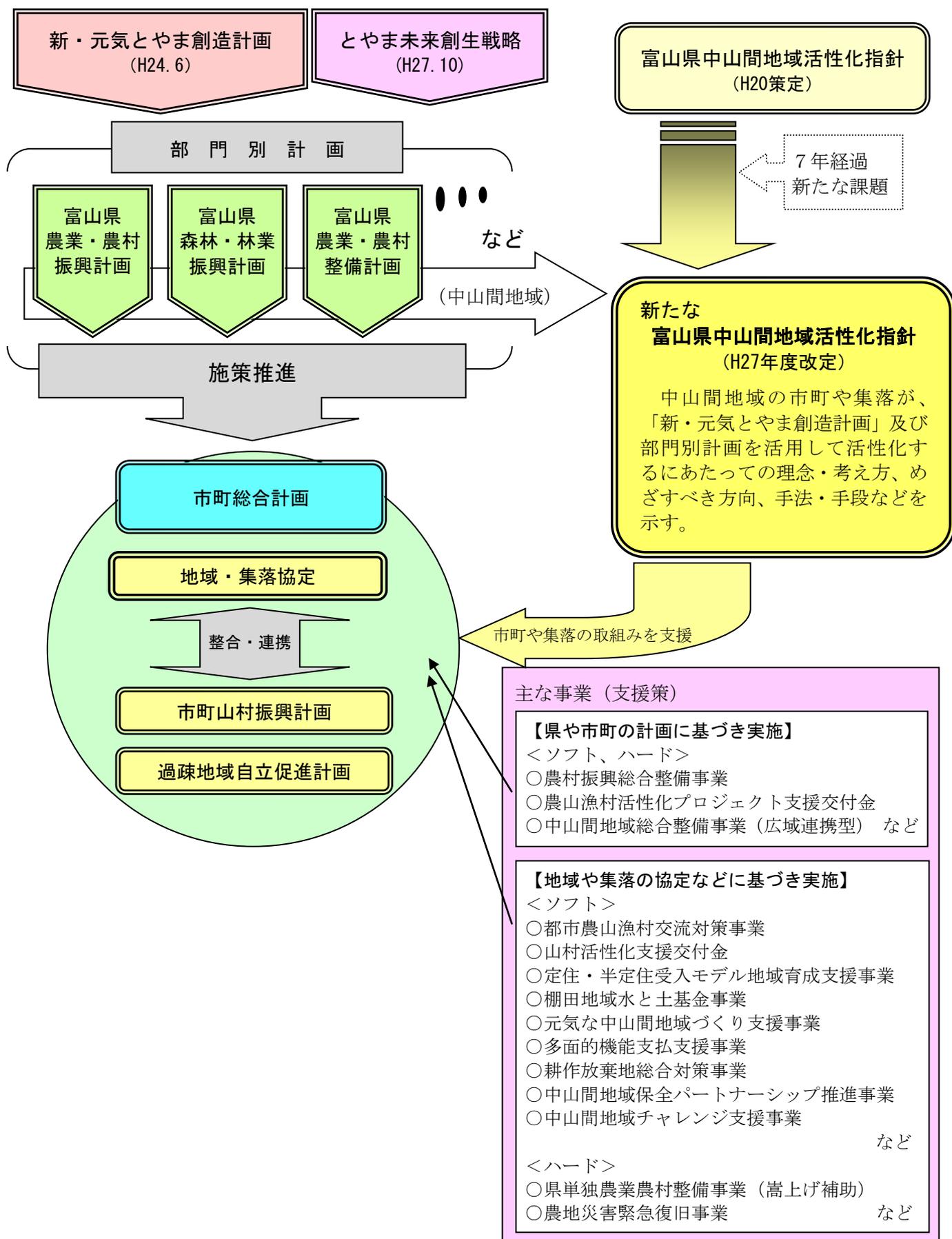
県は、地域のニーズや実情に即した各種の推進施策を実施しながら地域の取組みを支援するとともに、市町の広域的な連携を図る生産基盤・生活環境施設の整備、先導的・モデル的な取組みの実践の支援により、活性化がさらに促進されるよう事業推進します。

また、「水と緑の森づくり税」などを定めた「富山県森づくり条例」や「都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例」に基づいて、中山間地域の存在意義や課題等について、広く県民に情報提供して意識改革を図る中で、県民の主体的な活動が行なわれるよう支援します。

(5) 県民への期待

中山間地域が有する多面的機能や地域資源の保全への理解を深め、共に中山間地域を支えるとの意識のもとで、日常生活の中での消費や農山漁村交流等の活動を通じて、中山間地域の活性化に取り組まれることが期待されます。

－ 改定指針の位置付けと推進の体系 －



2 地域の合意形成のために

本県では、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度に取り組んでいる集落が多いことから、これら活動組織の活用や組み換え等により地域合意を形成するほか、以下の取組みが有効です。

(1) リーダー、ファシリテーターの育成・確保

中山間地域の活性化には住民の主体性が必要であり、従来の行政主導型のトップダウン方式ではなく、住民参加・行政支援型のボトムアップ方式により、地域における適切な合意形成や意思決定の取組みが重要です。

このためには、意思決定し中心的立場で行動するリーダーや、住民の多様な考えや意見を引き出し、中立的立場で進行を促すファシリテーターの育成確保などが不可欠です。

(2) 地域課題の明確化と解決手法の検討（ワークショップの実施）

中山間地域の抱える課題は様々であり、地域の現状を把握し、相互に理解しながら課題を共有化し、解決手法を検討するワークショップの実施等が効果的です。

(3) 支援ソフト事業の活用

中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払制度は、それぞれ国の支援を受けて多面的機能の維持増進を図る活動ですが、その活動に至るまでには様々な話し合いが集落で行われたものであり、その経験を活かして、これらの推進組織が中心になった、さらに広範囲な活動に取り組むことが有効です。

富山県農山村振興対策委員会 委員名簿

氏名	役職等
上野和枝	ブルーベリーと山の幸いなかふれさか C a f e 風楽里 店長
江尻美佐子	(一社)モリビオ 森の暮らし研究所 代表理事
○太田清	富山県農業信用基金協会 専務理事
川合声一	日の出屋製菓産業(株) 会長
小林由紀子	米工房ジャスミン 代表
◎酒井富夫	富山大学研究推進機構極東地域研究センター 教授
○坂田光文	元県議会議員
瀧本裕士	石川県立大学生物資源環境学部環境科学科 教授
中谷信一	元(財)利賀ふるさと財団理事長 観光庁観光カリスマ
長谷川由美	NPO 法人アイ・フィール・ファイン 理事
前田雅美	(有)アグリワン蕨波総合農場
水野洋子	元北日本放送副部長 フラワーディレクター
山田健	タックス総研 代表社員税理士

(五十音順、敬称略。◎は委員長、○は副委員長)

富山県中山間地域活性化指針改定の経過

区分	審議事項
第1回 平成27年8月4日 (富山県民会館706号室)	○現指針の評価と指針改定の趣旨について ○富山県中山間地域活性化指針骨子(案)について
第2回 平成27年11月16日 (富山県民会館706号室)	○富山県中山間地域活性化指針(素案)について
第3回 平成28年2月25日 (富山県民会館702号室)	○富山県中山間地域活性化指針(案)について